サービス内容に関する説明書

2018 年 4 月 1 日施行 2020 年 8 月 31 日改正 株式会社 SBI 証券 SBI プライム証券株式会社

株式会社 SBI 証券(以下、「SBI 証券」といいます。)と SBI プライム証券株式会社(以下、「プライム証券」といいます。)は、共同して、次のとおり「SBBO-X (SBI Best Bid Offer – Cross(X))取引」サービスの提供を行います。

1. SBBO-X の概要

サービス対象のお客さまの日本株式現物取引の SOR(Smart Order Routing)注文と、SBI 証券の提携会社(HFT 業者 2 社※2020 年 8 月現在)の提示する注文とをプライム証券にてマッチングを行い、マッチングした数量を東京証券取引所立会外市場(ToSTNeT 市場)においてクロス取引をすることにより、金融商品取引所立会市場より有利、または同等の価格で約定する機会を提供する取引です。マッチングしなかった数量は、SOR 判定により選択された、金融商品取引所市場もしくは PTS 市場において執行いたします。なお、SBBO-X では、SBI 証券の自己勘定取引とマッチングはいたしません。

2. SBBO-X の開始について

(1) 対象となるお客さまについて

SBI 証券に総合口座を開設しているお客さまのうち、SBI 証券が定める一定のご利用条件を満たされたお客さまのうち、SBI 証券が定める方法により本サービスの利用をお申し込みされたお客さまが対象となります。

(2) 対象となる有価証券について

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(上場投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託の投資証券)及びETN(指標連動証券)等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」のうち、SOR 対象銘柄(SBI 証券が選定している SOR システムにより取次ぎ先が自動判定される銘柄です。なお、銘柄の詳細は、SBI 証券 WEB サイト(http://www.sbisec.co.jp)で掲載するものにおいてお示しするほか、SBI 証券にお問い合わせいただいたお客さまにはその内容をお伝えいたします。)を対象にします。

(3) 取引の開始について

当該取引の開始は、お客さまによる、①上場有価証券等書面(手数料一覧)、②最良執行方針(SBI 証券)、③個人情報等の第三者提供に関する同意書、④本書面(「サービス内容に関する説明書」)、⑤最良執行方針(SBI プライム証券)、⑥「反社会的勢力でないことの確約に関する同意書(SBI プライム証券)の6つの書面全てに対する同意を条件とさせていただきます。

- 3. SBBO-X に関するルールおよび注意事項
- (a) お客さまの SOR 注文について、プライム証券が提供する SBBO-X のマッチングシステムに照会し、金融商 品取引所立会市場より有利、もしくは同等な価格にて約定可能(マッチング)であるかどうかを判定(以下、「SBBO-X 判定」)します。SBBO-X 判定においてマッチングした注文を東京証券取引所の立会外市場(ToSTNeT 市場)においてクロス取引を執行します。

具体的な取引ルールは、東京証券取引所立会市場と PTS の価格を比較し、東京証券取引所立会市場より PTS の価格の方が有利な場合、有利な価格にて PTS で約定可能な数量を算定し回送します。一方、お客さまからの注文数量から当該 PTS での約定可能数量を差し引いた数量について、SBBO-X 判定でマッチングした数量をクロス注文として ToSTNeT 市場で執行します。

マッチングシステムへの照会は、成行注文として発注いただいた注文については、金融商品取引所市場の最良気配価格、指値の場合は指値と金融商品取引所市場の最良気配価格を比較して有利な価格で行います。

SBBO-X 判定においてマッチングした SOR 注文の一部または全数量をクロス注文として東京証券取引所 ToSTNeT 市場に執行いたします。なお、一部または全数量がマッチングしなかった場合、その SOR 注文の残数量につきましては、SBI 証券の SOR システムにより、発注時の執行条件にて金融商品取引所立会市場または PTS 市場の有利な価格を提示する市場に執行いたします。

- (b) SBBO-X 判定は、新規注文時のみに行われます。(注文訂正時に判定は行われません。)
- (c) 次のような場合のご注文は SBBO-X 判定を行わず、直接、金融商品取引所立会市場又は PTS 市場へ執行いたします。
 - ・注文の際に、SOR 注文を選択されない場合
 - オープニング・セッション、またはクロージング・セッションのご注文
 - ・金融商品取引所立会市場にてサーキットブレーカーが発動されている場合
 - ・相場状況やシステム障害などの理由により、SBI 証券もしくはプライム証券、同取引における SBI 証券の提携会社(以下マーケットメーカー)が SBBO-X 判定停止が必要と判断した場合
- (d)東京証券取引所 ToSTNeT 市場において注文執行する場合には、価格有利となる可能性の観点から ToSTNeT 市場において執行するものですが、約定可能性の判定時と執行時の間には微小ではありますが、時間差があるため、約定時刻で比較した場合、結果的に ToSTNeT 市場での約定値段が、金融商品取引所立会市場または PTS 市場での価格に対して劣る場合があります。また、以下の各点につきましてもご了解ください。
- (e) SBBO-X 判定によりマッチングした数量のみ、クロス注文として東京証券取引所 ToSTNeT 市場において注文 執行されますが、マッチングしなかった数量に関しては、SBI 証券の SOR システムにより、お客さまの発注 時の執行条件で金融商品取引所立会市場または PTS 市場の有利な価格を提示する市場に執行いたします。したがいまして、直接、金融商品取引所立会市場または PTS 市場に発注する場合と比して、価格変動により不利な価格で約定する可能性があります。なお、マッチングせず、金融商品取引所立会市場または PTS 市場に執行することとなった場合、直接、金融商品取引所立会市場または PTS 市場に発注する場合に比べ、微小ではあるものの注文執行までに追加的な時間が発生します。
- (f) SBBO-X 判定でマッチング判定され、クロス注文が東京証券取引所 ToSTNeT 市場に執行された場合であっても、金融商品取引所立会市場および PTS 市場の最良気配より有利な価格での約定は保証されておりません。
- (g) 本サービスにおいてお客さまの注文を故意に不利な取引の条件で執行することはございません。

(h) 本サービスの提供は終日保証されているものではなく、SBI 証券もしくはプライム証券、マーケットメーカーの判断、その他の事由により事前の通知なく停止される場合があります。

4. 本説明書の変更について

本説明書の内容については、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更する場合があります。変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を書面、電子メール又は SBI 証券 WEB サイトのメッセージボックス等のいずれかの方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとさせていただきます。

なお、変更の内容が軽微であると判断される場合は、WEB サイト上の掲示による方法にて通知させていただきます。

以上